

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた考え方

平成 25 年 4 月 10 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1 基本理念

我が国は国土の特性として自然災害が数多く発生するが、災害は、それを迎え撃つ社会のあり方によって被害の状況が大きく変わる。「大地震等の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」という繰り返しを避けるために、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、事前の備えを行うことが重要である。

東日本大震災の最大の教訓は、低頻度大規模災害への備えについて、狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要であるということである。

そのために、いかなる大規模災害等が発生しようとも、

- ・人命は何としても守り抜く
- ・行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない
- ・財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する
- ・迅速な復旧・復興を可能にする

ことを基本的な方針とする、「強くてしなやかな（強靱な）」国づくりを進めていくこととする。

この考え方は、諸外国では「レジリエンス」とよばれており、災害をもたらす外力からの「防護」にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の「抵抗力」、「回復力」を確保することを目的としている。既に強靱化（レジリエンス）に向けた計画及び体制の整備が進められてきており、国家のリスクマネジメントの基本となっている。それらのリスクマネジメントでは、「リスクの特定」・「脆弱性の評価」・「計画策定/強靱化の取組」・「取組の評価」のサイクルを繰り返して、国全体の構造的な強靱化を推進していくこととしている。

強靱化（レジリエンス）に向けた取組を我が国において進めることは、人命を守るだけでなく、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保すること等を通じて、我が国の競争力を向上させ、国際的な信頼の獲得をもたらすものである。

このため、政府として、国土の強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））に向けた取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進することとする。

2 今後の取組方針

強靱化（レジリエンス）により備えるべき国家的リスクには、自然災害のみではなく、大規模事故、テロ等を含め様々なものが存在する。これらの国家的リスクに備え、政府横断的な取組を進めていく必要があるが、国土強靱化担当大臣のもと、当面は大規模な自然災害を対象とする強靱化（レジリエンス）の構築について、検討を進めていくこととする。

検討にあたっては、基本理念を踏まえ、以下に留意することとする。

- 1) 主として、従来の事業・施策の枠組みでは十分な対応が困難であると思われる低頻度大規模災害によるリスクを前提に、国民生活、国民経済への影響が大きいと考えられる分野を対象として、現在の政府の取組、地域の現状における脆弱性を評価する。
- 2) 上記評価を行う際には、強靱化（レジリエンス）に関する分野横断的な目標を明示して行うこととする。
- 3) あわせて、低頻度大規模災害が発生した場合でも、国民生活・国民経済に関する必要不可欠な機能を維持するという観点から重要な、関係機関における組織・人材・運営面での課題も調査する。
- 4) 上記評価等結果を踏まえて、5月末までに「国土の強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））推進に向けた当面の対応」を取りまとめることとする。その際には、短期的に必要な対応のみならず、長期的な発想で取り組むべき方策についても明らかにすることとする。
- 5) 上記「当面の対応」は、今後各府省庁において強靱化（レジリエンス）に関する施策・事業を検討するうえで基本となるものであり、対応が必要となる施策・事業については、重点化、優先順位付けを行ったうえで、平成26年度予算編成過程等を通じて具体化することとする。その際には、既存の社会資本の有効活用や効率的な維持管理等によるトータルコストの縮減、民間資金の積極的な活用にも留意することとする。
- 6) 国土の強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））に関する国民の適切な理解を深めるよう、積極的な広報活動を行うこととする。